

豊川市監査公表第30号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年8月25日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	野本	逸郎
同職務執行者	戸	莉敏

## 財政援助団体等監査の結果に関する報告

## 1 監査の対象及び期間

## (1) 対象団体

監査の対象	監査の対象期間	監査の実施期間
一般社団法人 豊川市歯科医師会 (財政援助団体)	平成25年度一般社団法人 豊川市歯科医師会会計 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	平成26年6月16日 ～同年7月24日

## (2) 所管部署

監査の対象	監査の対象期間	監査の実施期間
健康福祉部保健センター (上記団体関係分)	平成25年度一般会計	平成26年6月16日 ～同年7月24日

## 2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

## (1) 対象団体

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額及び時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について
- エ 会計経理、財産管理について

## (2) 所管部署

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額及び時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について

## 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

## 【一般社団法人豊川市歯科医師会】

## (1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので、必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

歯科医療センター運営費補助金実績報告書に記載されている補助対象経費である損害保険料が、実際の支払額と相違があったので、交付された補助金の一部を返還されたい。

【健康福祉部保健センター】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

(ア) 休日夜間診療所（歯科）運営費補助金交付要綱第3条第1項に規定する補助対象経費のうち、その他の経費の内容及び別表に規定する診療延日数の算出方法が不明確であるため、改正されたい。

(イ) 豊川市歯科医療センター運営費・備品購入費補助金交付要綱第2条別表の基準額及び補助対象経費が不明確であるため、改正されたい。

(ウ) 休日夜間診療所（歯科）及び歯科医療センターの運営費補助金について、市の補助金の交付年度の翌年度に歯科医師会の収入として経理されているため、交付年度に未収金として計上するよう指導されたい。

また、補助金実績報告書に支出額の誤り及び3月末までに支出額が確定されていない経費が含まれているため、支出の確認及び団体の指導を徹底されたい。

(エ) 休日夜間診療所（歯科）に係る当番医師の調整業務を歯科医療センター運営業務として委託しているが、当該業務は市の業務ではないため、休日夜間診療所（歯科）運営費補助金として交付されたい。